

こ が とくべつし えん がっこう どうそうかい かいそく かいてい 古賀特別支援学校 同窓会 会則(改訂)

だいいっしょう そうそく 第一章 総則

だい じょう めいしやう 第1条(名称)

ほんかい こ が とくべつし えん がっこう どうそうかい しょう じむきょく ふくおかけんりつ こ が とくべつし えん がっこうない お
本会は古賀特別支援学校同窓会と称し、その事務局を福岡県立古賀特別支援学校内に置く。

こ が し ちどり ちょうめ ばん ごう
(古賀市千鳥3丁目4番1号)

だい じょう もくてき 第2条(目的)

ほんかい こ が とくべつし えん がっこう きたちくぜんようごがっこう こ が ようごがっこう ざいがくちゅう おもいで かた あ きんきやう
本会は、古賀特別支援学校(北筑前養護学校、古賀養護学校)在学中の思い出を語り合ったり、近況
ほうこく あ かいんそうご しんぼく はか もくてき
を報告し合ったりして、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

だい じょう かい こうせい かいいん 第3条(会の構成・会員)

ほんかい ちてきしょう きやういくぶもん かい びやうじゃくきやういくぶもん かい かい こうせい
本会は知的障がい教育部門「ちどり会」、病弱教育部門「すなやま会」の2つの会によって構成する。

(1) ちてきしょう きやういくぶもん かい かい 知的障がい教育部門の会「ちどり会」

こ が とくべつし えん がっこうちてきしょう きやういくぶもんちゅうがくぶそつぎやうせい ほんこう こうとうぶいがい すす せいと
・古賀特別支援学校知的障がい教育部門中学部卒業生で本校の高等部以外に進む生徒
のうち、入会を希望する生徒

ほんこうこうとうぶそつぎやうせい
・本校高等部卒業生

(2) びやうじゃくきやういくぶもん かい かい 病弱教育部門の会「すなやま会」

こ が とくべつし えん がっこうびやうじゃくきやういくぶもんちゅうがくぶ ざいせき じどうせいと にゅうかい きぼう
・古賀特別支援学校病弱教育部門中学部に在籍していた児童生徒のうち、入会を希望する
児童生徒

だい じょう じぎやう 第4条(事業)

ほんかい だい じょう もくてき は つぎ じぎやう おこな
本会は、第2条の目的を果たすために次の事業を行う。

(1) ねん かい そうかい かいさい
年1回、総会を開催する。

(2) は た ち かいさい
二十歳のつどいを開催する。

(3) ねんいっかい じょう じぎやうほうこく おこな
年1回、ホームページ上で事業報告を行う。

(4) その他、目的を達成するための事業を行う。

第二章 役員

第5条(役員)

本会は以下の役員を置く。

- (1) 古賀特別支援学校同窓会会長
- (2) 副会長
- (3) 会計2名(実行委員の中から2名)
- (4) 会計監査2名(実行委員の中から1名、事務長)
- (5) 実行委員(卒業1年目・2年目の各会員4名程度及びその保護者4名程度)
- (6) 事務局(進路広報部長、同窓会係チーフ)
- (7) 顧問(校長、副校長、後援会長)

第6条(役員の仕事)

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行が困難な場合はそれを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 実行委員は、総会・二十歳のつどいの計画と運営、案内状作成と発送、ホームページ上の事業報告、担当年度の会計、会計監査、その他、総会で必要とされた事項を行う。任期は次年度の総会までとする。
- (6) 事務局は、実行委員を補佐する。
- (7) 顧問は、本会の運営について支援・助言を行う。

だいさんしやう かいぎ 第三章 会議

だい じやう やくいんかい 第7条 (役員会)

- (1) やくいんかい かいちやう ふくかいちやう じつこういん じむきやく こもん こうせい
役員会は、会長、副会長、実行委員、事務局、顧問をもって構成する。
- (2) やくいんかい かい うんえい しつこうぜんぱん かん きやうぎ おこな そうかい ぎ じ ていあん
役員会は、会の運営や執行全般に関する協議を行い、総会に議事として提案する。

だい じやう そうかい 第8条 (総会)

- (1) そうかい ほんかい さいこうぎけつきかん ねんいっかいかいさい かいちやう ひつやう みと りんじ
総会は本会の最高議決機関であり、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時
かいさい
に開催することができる。
- (2) そうかい ぎ じ しゅっせきしゃ かはんすう けつ か ひどうすう ぎちやう けつてい
総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決定する。
- (3) そうかい ぎけつ じこう つぎ
総会で議決する事項は次のとおりである。
 - 1 かいそく かいせい
会則の改正
 - 2 やくいん せんしゆつ
役員を選出
 - 3 ぜんねんど けっさんおよ かんさほうこく じぎやうほうこく しょうにん
前年度の決算及び監査報告、事業報告の承認
 - 4 ほんねんど よさんおよ じぎやうけいかく しょうにん
本年度の予算及び事業計画の承認
 - 5 そのた ひつやう みと じこう
その他、必要と認める事項

だいやんしやう かいけい 第四章 会計

だい じやう かいひ 第9条 (会費)

ほんかい かいひ い か
本会の会費は以下のとおりとする。

- (1) にゆうかいきん ざいがくちゆう ねんかいひさんねんぶん えん おさ かいひ のうにゆう ねんかん
入会金として、在学中に年会費3年分(3,000円)を納める。会費を納入した3年間について
そうかい あんないじやう びやうじゃくきやういくぶもん ちゆうがくぶそつぎやうご ねんかん
は、総会の案内状を郵送する。(病弱教育部門についても中学部卒業後3年間とする)
はたち ちてきしょう きやういくぶもん こうとうぶそつぎやうご ねんめ びやうじゃくきやういくぶもん
二十歳のつどいについては、知的障がい教育部門は高等部卒業後2年目、病弱教育部門の
そつぎやうせい そつぎやうご ねんめ あんないじやう ゆうそう ほんこうこうとうぶいがい すず かいいん
卒業生には、卒業後5年目に案内状を郵送する。また、本校高等部以外に進んだ会員にあって
た こうとうぶ こうこう そつぎやうご ねんめ あんない
は、他の高等部(高校)卒業後2年目に案内する。

(2) 卒業後4年目以降については総会参加を希望する場合はホームページ上で参加手続きを行い、総会当日に参加費として500円を納める。

(3) 本校知的障がい教育部門中学部卒業生で、本校高等部に進んだ者が進路変更等により中途退学、転学等をした場合については、個別に対応する。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

また、会計監査委員は会計を監査し、総会で報告する。

第五章 補則

第11条(規定の制定・改廃)

会則については、総会の承認により、制定・改廃することができる。

第12条(慶弔)

慶弔規定については別に定める。

※ この会則は、令和6年7月27日より施行する。

なお、この会則の施行をもって古賀特別支援学校同窓会「ちどり会」会則及び「すなやま会」会則を廃止する。

慶弔規定

会員の慶弔には以下のことを行う。

(1) 会員の死亡連絡があった場合は、弔電を打ち、弔意を表す。

(2) 前項の他、本会として特別に慶弔の必要が生じた場合には、役員会において協議のうえ決定する。